

**(仮称)**

# **小田原市エネルギー計画**

**骨子 (素案)**

**小田原市**



## 目 次

### 第1章 基本的事項

#### 1. 計画策定の背景

- (1) 計画策定の必要性
- (2) 国の動向
- (3) 神奈川県動向
- (4) 市内におけるエネルギーの地域自給に向けた動き

#### 2. 計画の目的

- (1) 計画の目的
- (2) 目指すべき将来像
- (3) 3つの基本方針
- (4) 4つの視点

#### 3. 計画の位置づけ

- (1) 計画の位置づけ
- (2) 計画の対象期間
- (3) 計画の構成

### 第2章 小田原市の現状

#### 1. 本市の地域特性

- (1) 自然的特性
- (2) 社会的特性

#### 2. 本市のエネルギー利用の特性

- (1) エネルギー消費量
- (2) 電力消費の状況

### 第3章 市内の再生可能エネルギーの利用可能性

#### 1. 再生可能エネルギーの賦存量

- (1) 賦存量

#### 2. 再生可能エネルギーの利用可能性

- (1) 利用可能量の試算条件
- (2) 太陽光発電の利用可能量

- (3) 太陽熱利用システムの利用可能量
- (4) 本市における再生可能エネルギーの利用可能性

### 3. 省エネルギーの可能性

- (1) 省エネルギーの可能性
- (2) 省エネルギーの方法

## 第4章 再生可能エネルギーの利用に向けた目標

### 1. 目標の設定

- (1) 再生可能エネルギーの最大限の利用に向けた目標
- (2) 目標設定の考え方

## 第5章 目標の実現に向けた取組

### 1. 取組の方向性

### 2. 取組の体系と各主体の役割

- (1) 取組の体系
- (2) 各主体の行動

### 3. 計画の推進

- (1) 推進体制
- (2) 進行管理

## 用語解説

## 資料編

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画策定の背景

#### (1) 計画策定の必要性

- 平成23年3月11日の東日本大震災の発生と計画停電等による地域の経済活動や市民生活への打撃
- 福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染
- エネルギー源の分散化、地域で消費するエネルギーは地域で創り出す社会への転換の必要性
- 民間主導による再生可能エネルギーの事業化方策の検討
- エネルギー政策に関する総合的な方針づくりの必要性
- 再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例の制定
- 条例に則り、再生可能エネルギーの利用等の促進のための施策の計画的な推進を図るため、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画の策定に着手

#### (2) 国の動向

- 我が国のエネルギー自給率、再生可能エネルギーの利用状況、再生可能エネルギーの事業化に取り組む地域、国のエネルギー基本計画について示す。

#### (3) 神奈川県動向

- 神奈川県におけるこれまでの取組、かながわスマートエネルギー計画について示す。

#### (4) 市内におけるエネルギーの地域自給に向けた動き

##### ①東日本大震災前の取組

- 地球温暖化対策の推進のため、住宅用太陽光発電システムに対する補助金等の交付を行ってきた。
- 約90名の市民、事業者で構成される「低公害車普及促進会議（現おだわらスマートシティプロジェクト）」による民間の活動が活発であった。
- 省エネ施策として、市役所車庫棟へ太陽光発電システム100kWを率先導入している。

## ②東日本大震災以降の取組

- 東日本大震災により、市内の広範な地域で計画停電が実施され、市民活動や地域の経済活動、観光事業等は大打撃を受けた。
- 福島第1原子力発電所の事故の影響により、地域特産品の足柄茶から放射性セシウムが検出され、出荷停止に陥ったことで、生産者が打撃を被ることとなった。
- これらにより、エネルギーの集中生産体制の脆弱性が露呈し、安全安心なまちづくりのためには、エネルギー源の分散化、多様性によるエネルギーの地域自給は不可避の課題と強く認識した。
- エネルギーの地域自給に向けた取組の第一歩として、「創エネ」、「省エネ」、「みんなのエネルギー」を基本的な方向性として、地域に存在する太陽光などの再生可能エネルギーを利用した事業化の検討を開始した。
- 検討を受けて、平成24年度には、太陽光発電事業を行う事業会社「ほうとくエネルギー株式会社」が設立され、公共施設の屋根貸し事業や大規模太陽光発電事業などを実施している。

## ③再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例の制定

- 再生可能エネルギーの利用等の促進に関し、市の方向性を明らかにし、市民、事業者、行政が一丸となって再生可能エネルギーの利用等に取り組むための総合的な方針として、条例を制定することとなった。
- 条例には、目的、基本理念、市・市民・事業者の責務のほか、再生可能エネルギー事業に対する支援策も盛り込んでいる。
- さらに、条例において、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する総合的な施策の計画的な推進を図るため、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画を策定することを盛り込んだ。

## 2. 計画の目的

### (1) 計画の目的

本計画は、本市の目指すべき将来像を描き、その実現に向けて、再生可能エネルギーの利用等の促進のための総合的な施策を計画的に推進することを目的としている。

目的の達成のために、長期的な視野に立った目標を掲げ、本市で生活や事業活動を行う人々が再生可能エネルギーの利用等に取り組むための方向性を示すものである。

### (2) 目指すべき将来像

東日本大震災の影響を受け、市内の広範な地域で計画停電が実施され、市民生活や地域の経済活動は打撃を受けることとなり、広域で一元化されたエネルギーの供給体制による弊害を実感させられた。

エネルギーは、水や食料などと同様に私たちの生活に欠かすことのできないものである。本市では、水、食料など市民の命を支える要素を地域で可能な限り創り出していくという理念の下、エネルギー源の分散化、多様化によるエネルギーの地域自給を目指すものである。これは、市民、市内事業者の活動を守り、ひいてはいのちを守ることにもつながることであり、この動きを一過性のものに留めず、永続させることで、『エネルギーの地域自給による持続可能なまち』をつくる。

#### 《将来像》

エネルギーの地域自給による持続可能なまち

### (3) 3つの基本方針

目指すべき将来像を実現するため、3つの基本方針を定める。

#### 《基本方針》

ア. 再生可能エネルギーの導入

イ. 省エネルギー化の推進

ウ. 啓発・育成

## ア. 再生可能エネルギーの導入

安定したエネルギーの供給は市民の安心安全の核となることから、エネルギーの分散化、多様化を図ることは重要である。本市がエネルギーの地域自給による持続可能なまちを目指すうえで、地域で永続的に作り出すことができる再生可能エネルギーの利用は有効な手段であることから、その導入を図ることとする。

## イ. 省エネルギー化の推進

エネルギーを地域で自給するためには再生可能エネルギーによる自給率を高めることが必要である。再生可能エネルギーは地域に存するエネルギーであるが、一度に取り出せるエネルギー量には限りがある。そのため、再生可能エネルギーを利用し、その自給率を高めるためには、エネルギー全体の使用量を削減することも重要となることから、省エネルギー化の推進を図ることとする。

## ウ. 啓発・育成

エネルギーは市民生活や事業活動にとって欠くことができないものである。誰もが、「地域で消費するエネルギーをできるだけ地域で創り出し、そのエネルギーを有効に活用すべき」というエネルギーに対する認識を持ったうえで、自分ごととして再生可能エネルギーの利用に取り組めるよう、知識の普及啓発を図ることとする。また、これら再生可能エネルギー普及への取組を次世代を担う子どもたちが受け継いでいけるよう、人の育成を図ることとする。

### (3) 4つの視点

3つの基本方針を推進し、将来像を実現するために、4つの視点を定める。

#### 《4つの視点》

- ア. 地球温暖化対策
- イ. 防災対策
- ウ. 地域の活性化
- エ. 市民力の活用



## ア. 地球温暖化対策

豊かな自然環境と良好な生活環境を守り育て、未来に向かって持続可能なまちとするため、温室効果ガスを削減し、地球温暖化対策を推進する。

## イ. 防災対策

エネルギー源の分散化により、震災等の災害時にも最低限のエネルギー供給が途絶えないようにすることにより、市民生活の安全と安心を確保する。

## ウ. 地域の活性化

エネルギー事業から生じる利益やその他の付加価値を地域に還元することにより、地域の活性化を図る。

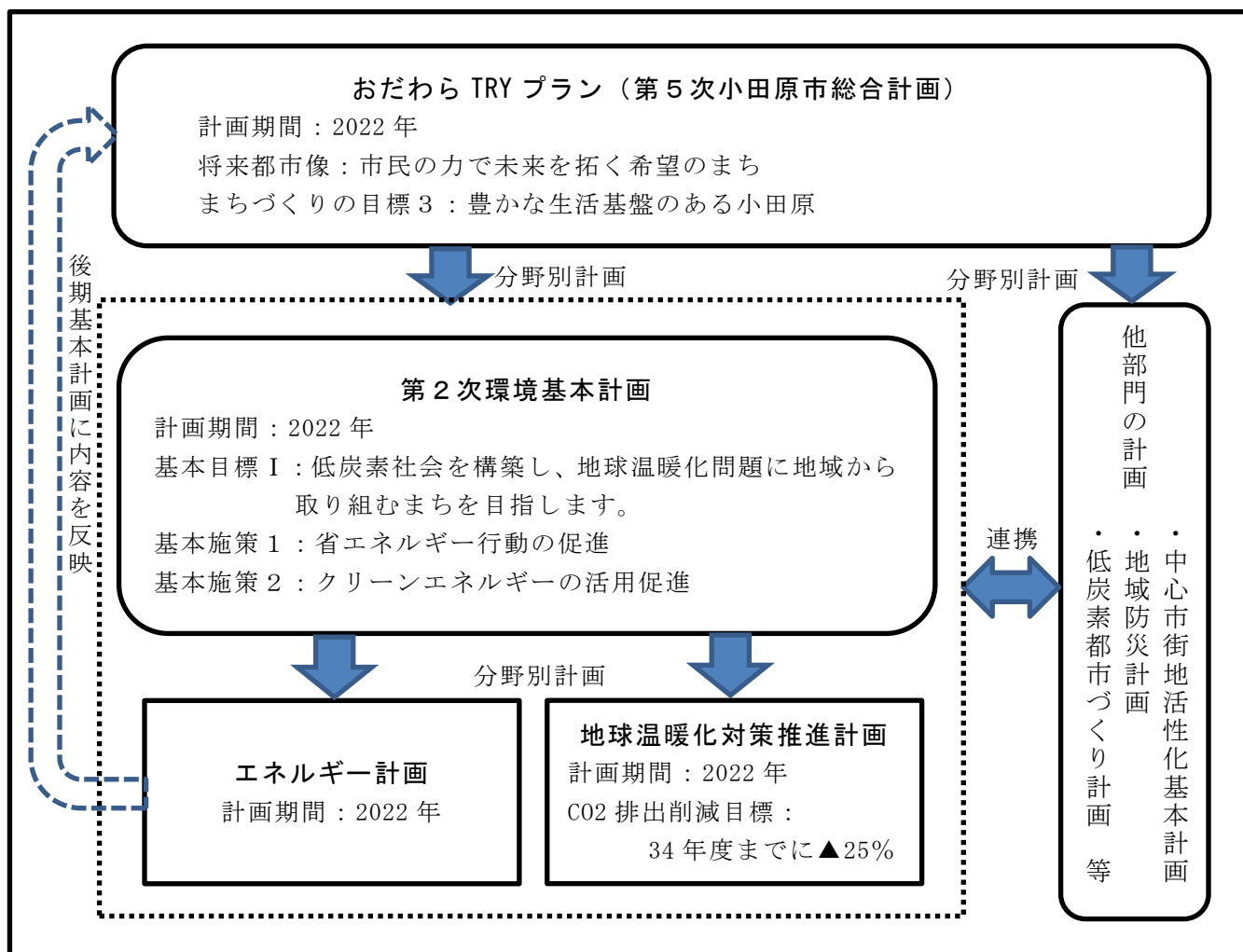
## エ. 市民力の活用

再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の推進は行政の取組だけではなく、市民、事業者が主体的に取り組むことが必要であることから、市民の力、地域の力を最大限活用し、取組の効果を高める。

### 3. 計画の位置づけ

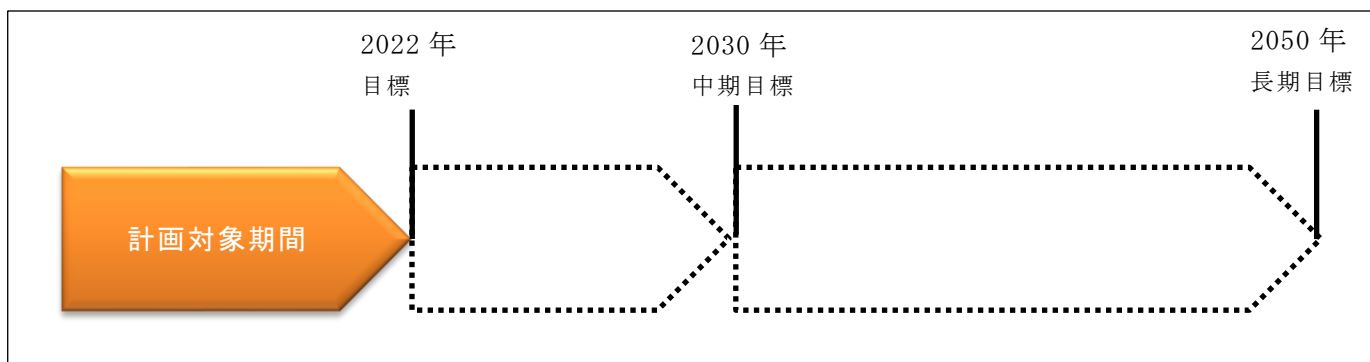
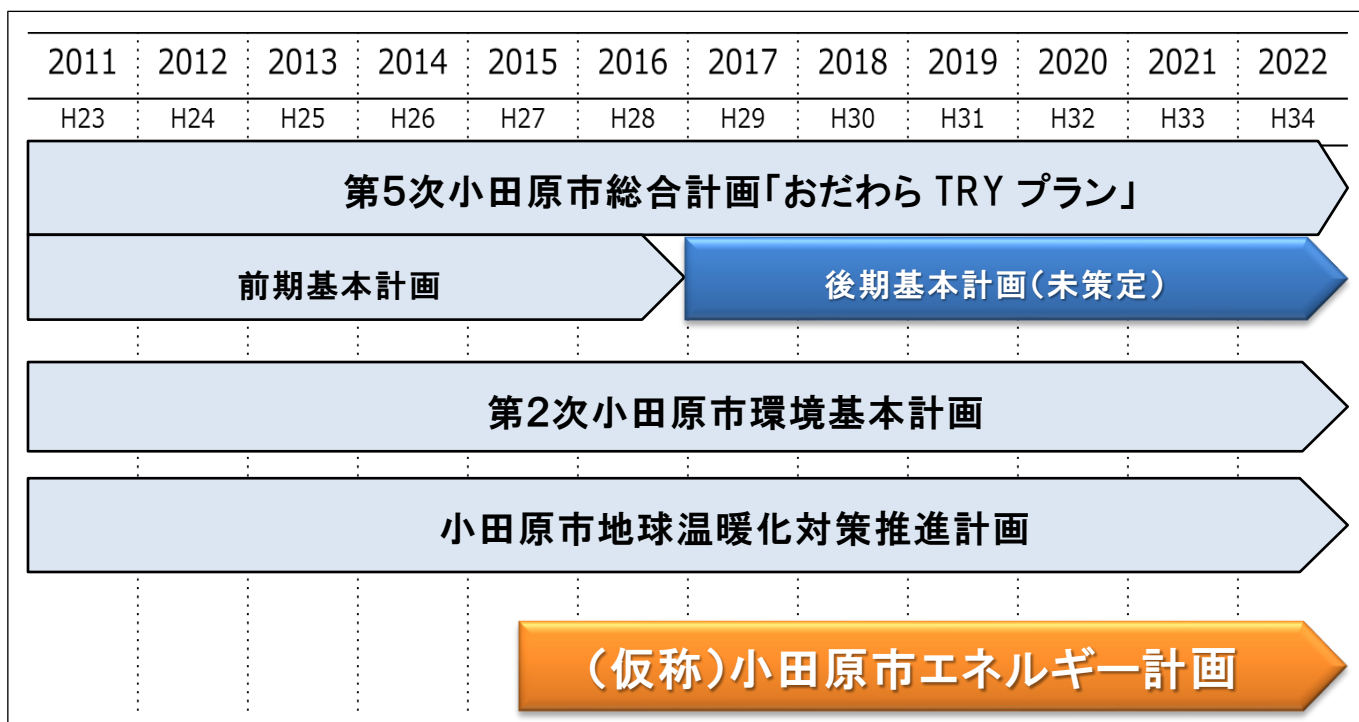
#### (1) 計画の位置づけ

○本計画は環境基本計画の実行計画として位置づけるが、エネルギー政策は環境施策だけでなく、市の様々な分野の施策と密接に関連しているため、計画の内容を平成 29 年度から始まる第 5 次小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」の後期基本計画に盛り込むとともに、他の施策との連携を図る。



## (2) 計画の対象期間

- 本計画の対象期間は、第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」「環境基本計画」を踏まえて、平成27年度から平成34年度までの8年間とする。
- 再生可能エネルギーに関する取組は長期的な目標の下で体系的な施策や取組を進めていく必要があり、気候変動の長期目標や世界各国・各都市における長期目標との整合も踏まえ、2050年までの長期目標と、2030年までの中期目標を示す。



## (3) 計画の構成

- 第1章から第5章までの構成を示す。

## 第2章 小田原市の現状

### 1. 本市の地域特性

#### (1) 自然的特性

○小田原市の位置、地形、気候、自然条件（気温、降水量、日照時間など）を示す。

#### (2) 社会的特性

○人口と世帯数の推移、市内住宅の状況、産業構造、交通の状況などを示す。

### 2. 本市のエネルギー利用の特性

#### (1) エネルギー消費量

○部門・種類ごとのエネルギー消費量を示す。

#### (2) 電力消費の状況

○市有施設、家庭及び事業所（工場等）別の電力消費量、年間・月別の消費量の推移などを示す。

## 第3章 市内の再生可能エネルギーの利用可能性

○本章では、市域における再生可能エネルギーの賦存量、利用可能量についての推計を行った結果を示す。

### 1. 再生可能エネルギーの賦存量

#### (1) 賦存量

○「賦存量」とは、ある地域における理論的に算出することができるエネルギー資源量であり、種々の制約要因（法規制や土地利用等）を考慮しないものである。

○太陽光（太陽光発電、太陽熱発電）、風力（風力発電）、水力（小水力発電）、バイオマス（バイオマス発電、バイオマス熱利用）、地熱・地中熱（地熱発電、地中熱利用）について、市内の地域別の賦存量を調査した結果を示す。

○調査の結果から、市内で有効な再生可能エネルギーの順位付けを行う。

## 2. 再生可能エネルギーの利用可能性

○賦存量調査の結果を踏まえ、特に、太陽光発電及び太陽熱利用については、市有施設や市内事業所における導入の可能性を調査研究したうえで、実際の利用可能量（導入ポテンシャル）を算出する。

- (1) 利用可能量の試算条件
- (2) 太陽光発電の利用可能量
- (3) 太陽熱利用システムの利用可能量
- (4) 本市における再生可能エネルギーの利用可能性

## 3. 省エネルギーの可能性

○市内事業所へのアンケート調査等を踏まえ、市内における省エネルギー化の可能性や方法について調査研究した結果を示す。

- (1) 省エネルギーの可能性
- (2) 省エネルギーの方法

## 第4章 再生可能エネルギーの利用に向けた目標

### 1. 目標の設定

#### (1) 再生可能エネルギーの最大限の利用に向けた目標

○第2章、第3章における調査結果を踏まえ、本市において、再生可能エネルギーを最大限利用するための目標値の設定を行う。

#### (2) 目標設定の考え方

○前述の目標値の設定について基本的な考え方を示す。

## 第5章 目標の実現に向けた取組

### 1. 取組の方向性

○第4章で設定した目標を達成するため具体的な取組の方向性を示す。

## 2. 取組の体系と各主体の役割

○再生可能エネルギーの利用に向けた本市の取組について、その体系と、市民、事業者、行政の役割を示す。

- (1) 取組の体系
- (2) 各主体の行動

## 3. 計画の推進

○本計画の着実な推進のための体制、進行管理と見直しについて示す。

- (1) 推進体制
- (2) 進行管理

用語解説

参考資料